平成30年度第9回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:平成30年8月7日

担当部·課:教育委員会体育振興課〔25-6471〕

桃生公民館〔内線 240〕

① 件 名

石巻市桃生太田地区児童プールの廃止について

② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)

【背景】

石巻市桃生太田地区児童プールについては、施設の老朽化等や、地元住民による運営難等の理由により、平成19年7月から休止の状態となっている。

また、施設は建設後38年が経過しており、本体や外構施設の老朽化に伴う事故等の危険性や、水槽内の雨水の滞留により、隣接する住民に与える環境衛生面も懸念される状況となっている。このことから、昨年2回にわたり当該施設のあり方について地元関係者と話し合いを重ねたところ、廃止し解体することで協議が調った。

【目的】

プールの老朽化による事故防止と環境整備のため、当該施設を廃止するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市桃生スポーツ施設条例(平成17年4月1日条例第124号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕】 又は【〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成19年 7月 夏休みからプールの使用を休止

平成29年 9月 地区関係者との協議

~10月

⑤ 主な内容

廃止する施設

石巻市桃生太田地区児童プール

- (1) 施設の位置 石巻市桃生町太田字拾貫弐番71番地2
- (2) 供用開始年月 昭和55年7月
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート造 3 2 5 ㎡
- (4) 施設内容 プール (25m×4コース)、脱衣所、機械室、便所等

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

老朽化した公共施設等における安全確保と、環境衛生的な改善が図られる。

【市財政への負担】

解体工事費:12,000千円(合併特例債)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年9月 市議会第3回定例会へ石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正について提案

(公布の日から施行予定)

石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部改正

(公布の日から施行予定)

平成30年度中 石巻市桃生太田地区児童プールの解体

9 その他